

令和3年度 第2回
市川市国民健康保険運営協議会会議録

令和4年1月28日(金)
午後3時00分～午後3時40分
Z o o mを使用したW e b会議

出席委員(五十音順)

青木薫子委員	秋本のり子委員	新井るり子委員	荒井令子委員	石井智子委員
石井広志委員	木川稔委員	栗林隆委員	高坂進委員	高木資郎委員
高橋佳子委員	戸田悦子委員	宮田邦子委員		

以上13名

- 栗林会長 ただいまより、令和3年度第2回市川市国民健康保険運営協議会を開催いたします。議事に移る前に、確認事項がございます。本日の会議は、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、市川市国民健康保険運営協議会規則第5条により会議の開催は成立いたします。また、本協議会につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開となっております。本日の議題の中で非公開とする内容はありますでしょうか。
- 事務局 ございません。
- 栗林会長 非公開とする議題はないとのことですので、本日の議題は全て公開となります。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。
- 事務局 本日、傍聴希望の方が、いらっしゃいます。
- 栗林会長 本日、会議の傍聴者がいらっしゃいますので、これより入室していただきます。
- ～傍聴者入室～
- 栗林会長 それでは、議事に入ります。事務局よりお願いします。
- 事務局 それでは、ただいまより、市川市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、諮問を行います。
- 村越市長 市川市国民健康保険運営協議会会長栗林隆様。市川市国民健康保険税条例の一部改正について。このことについて、市川市国民健康保険税条例の一部改正に関して国民健康保険運営協議会の意見を伺いたく、市川市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき諮問いたします。
1. 国民健康保険税の医療分、支援分の課税限度額の引き上げについて、医療分の課税限度額を63万円から65万円に改める。支援分の課税限度額を19万円から20万円に改める。何卒宜しく願いいたします。
- 事務局 続きまして村越市長よりご挨拶申し上げます。

○村越市長 本日は、コロナ禍の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様には、日頃より国民健康保険制度のみならず、本市行政に対し深いご理解とご協力を賜りまして、心から感謝とお礼を申し上げます。本日は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて諮問させていただきました。皆保険制度の維持のため、様々な課題がありますけれども、ぜひ、委員の皆様の専門的な見地から、ご意見をいただければと思います。様々なご意見をいただきながら、この皆保険制度をしっかり守っていけるように、私も努めて参りたいと思いますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。市長は公務が重なっておりますので、ここで退席させていただきます。

～市長退席～

○事務局 次第2の諮問については、以上となります。続きまして、次第3の議題に移ります。栗林会長お願いします。

○栗林会長 それでは、議題（1）にまいります。医療分・支援分の課税限度額の引上げについて事務局より説明をお願いします。

○加藤課長 国民健康保険課の加藤でございます。A3横長の資料1をお願いします。はじめに1の諮問事項ですが、令和4年4月1日から医療分の課税限度額を現行の63万円から65万円に、支援分の課税限度額を19万円から20万円に引き上げることに、本協議会のご意見を伺うものでございます。次に、2の課税限度額の概要ですが、社会保険方式を採用する公的医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がある一方、納めた保険税の多寡にかかわらず、同じ内容の医療給付を受けることとなりますので、受益との関連において無制限に負担するとなると、被保険者の納付意欲に与える影響が大きいことなどから、保険者の保険料負担に一定の限度額が設けられているものでございます。次に3の課税限度額引き上げの目的ですが、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加が見込まれる一方、被保険者の所得が十分に伸びない状況下で税率の引き上げで必要な収入を賄おうとすれば、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得者層を中心に負担を求めることとなります。課税限度額の引き上げは、高所得者に応分の負担を求め、

負担感が重いと言われる中間所得者層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としております。次に、4の改正内容でございます。医療分の課税限度額を63万円から2万円増の65万円に、支援分の課税限度額を19万円から1万円増の20万円に改め、介護分を合わせた課税限度額では99万円から3万円増の102万円に改めるものです。次に、5の課税限度額に到達する所得ですが、課税限度額に到達する所得金額の一覧を改正前後で示しております。次に6の改正による影響でございます。医療分を2万円、支援分を1万円引き上げることによって、超過額到達世帯数が改正前と比べ医療分では76世帯減の1,144世帯、支援分では44世帯減の595世帯となります。影響額は、医療分と支援分を合わせまして2,978万円となり、被保険者にとりましては、およそ3,000万円の保険税負担額の増となるものでございます。次に7の近隣市との比較でございます。船橋市、松戸市、柏市、浦安市は本市と同様に、令和4年4月1日からの課税限度額の引き上げを予定しております。最後に8の関係法令でございます。今回の一部改正についての根拠法令等を掲載しております。説明は以上となります。

○栗林会長 資料1に基づいて、詳細な説明があったところでございますが、委員の皆様いかがでしょうか。ご意見、コメント、もしくはご質問があればどうぞ。資料1に関して、特にございませんか。いかがでしょうか。資料1ですが、3の課税限度額の引き上げの目的が大変重要であると思えます。現状のままでは、高所得者層の負担が変わらないまま中間所得者層に負担を求めることとなるため、この改正により高所得者層に応分の負担を求めることにより、負担感が重いと考えられている中間所得者層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としているところが大切で、これは学術的、財政学の理論通りの公平といった概念ということだと思います。そのほか7の近隣市との比較ですが、近隣主要都市全て横並びであるということが本資料から読み取れますが、改めて本改正についてご意見・ご質問等、いかがでしょうか。それでは、特段ご意見がないと認められますので、医療分・支援分の課税限度額の引き上げにつきまして、本協議会として賛成ということだと思いますが、具体的な案件ですので改めてお諮りいたします。医療分の課税限度額を現行の63万円から2万円引き上げ65万円に、支援分の課税限度額を現行の19万円から1万円引き上げ20万円に改める市川市国民健康保険税条例の一部改正について賛成ということを本協議会の答申としたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

○委員 異議なし

- 栗林会長 異議なしと認めます。本協議会として本件に賛成するという答申を決定させていただきます。なお、答申書の作成については、会長一任とさせていただくということによろしいですか。
- 委員 異議なし
- 栗林会長 それでは異議なしと認めまして、答申書を私の方で作らせていただき、出来上がり次第、皆様に送付するよう事務局に指示したいと思います。引き続きまして、議題の2に参ります。子どもに係る均等割額の減額措置の導入についてということで、それでは事務局より説明をお願いします。
- 加藤課長 議題2、子ども（未就学児）に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入についてご説明いたします。右上の資料2というものをご覧ください。1の報告事項になります。健康保険法等改正法に基づき、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置が、令和4年4月1日から新たに導入されることについて、本市における影響等について報告を行うものでございます。2の現状及び導入の趣旨でございしますが、現状、国民健康保険税は均等割や平等割の応益部分と、所得割や資産割の応能部分で構成されており、低所得者世帯に対しては、応益部分の軽減措置が講じられております。導入の趣旨でございしますが、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取り組みとして、未就学児にかかる均等割保険税の軽減を行うものでございます。3の軽減措置のスキームでございしますが、1点目といたしまして、対象は国民健康保険加入の全世帯の未就学児となっており、所得による制限はありません。2点目といたしまして、未就学児にかかる均等割額の5割を公費負担により軽減いたします。既に、低所得者世帯で均等割額の軽減措置が講じられている世帯については、軽減後の均等割額の5割を軽減することで、7割軽減世帯では8割5分、5割軽減世帯では7割5分、2割軽減世帯では6割の軽減となるものでございます。3点目といたしまして、新たに軽減した保険税の公費負担割合ですが、国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1を負担することとなっております。4の減額措置導入による本市への影響額でございしますが、本市の国民健康保険税の均等割額は、医療分が12,000円、支援分が6,800円となっていることから、未就学児に係る新たな軽減額は、7割軽減世帯で2,820円、5割軽減世帯で4,700円、2割軽減世帯で7,520円、その他、軽減がない世

帯で9,400円となり、総額では1,483万円程度が新たに被保険者の負担軽減となる一方、370万円程度が市の新たな負担となる見込みとなっております。最後に5の関係法令でございますが、今回の一部改正についての根拠法令等を記載しております。説明は以上となります。

- 栗林会長 委員の皆様、資料2でございます。未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入ということで、現状と導入の趣旨、それと本市への影響ということが報告されたわけですが、まず、委員の皆様、何かご質問及びコメント等があれば、ぜひおっしゃってください。特にございませんか。それでは、資料2の2を見ていただきたいのですが、国民健康保険税は応益と応能で構成されているということですよ。国民健康保険で医療サービスを行っている、つまり、市民の方々が医療サービスを受けるのだから、あなたの所得に関係なく払って欲しいということ、これが応益部分ですね。次に、あなたは、例えば高所得だからたくさん払ってくださいと、これが応能部分ですね。このような中で導入の趣旨としては、少子化対策であるわけですね。それと、福祉投資としての市民サービスという意味でも非常に良い取り組みだろうと、私は思いますけれども、いかがでしょう。再度お諮りしますけれども、何かご意見、ご質問等ございませんか。
- 新井委員 資料の2現状及び導入の趣旨のところ、わざわざ赤字・注意書きで、市川市では資産割は採用しておりませんとありますが、資産割を採用している市町村があるのでしょうか。
- 加藤課長 資産割ですが、千葉県内のほとんどの市町村で導入している自治体はございません。銚子市だけがこの資産割を導入していると記憶しております。
- 新井委員 わかりました。ほとんど採用している市はないとは思っていますが、わざわざ赤字で書いてあるので、他にあるのかなと思いました。
- 栗林会長 先ほど申し上げましたが、応能原則というものがあまして、能力説といいますが、その人の負担能力というのは大きく分けて二つあります。フローのインカム。これが所得です。年収幾らというようなこと。それと、いわゆる大きな家に住んでいるとか、そういう財産に対して特別にかけるものを資産割と言っているわけです。千葉県内の市町村では、ほとんどのところが資産割を導入しておらず、市川市もそう

ですよということみたいですね。他にご意見等ございませんか。それでは議題2については以上でよろしいでしょうか。それでは議題3の出産育児一時金支給額の改定について事務局より説明をお願いします。

○加藤課長

議題3、出産育児一時金支給額の改定についてご説明いたします。右上の資料3をご覧ください。1の報告事項になります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、市川市国民健康保険条例第4条に定める。出産育児一時金の支給額を改定したことから、ご報告をさせていただくものです。2の条例改正の経緯、概要ですが、これまで被保険者が出産した場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として40万4千円を支給するほか、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合には、制度の掛金相当額の1万6千円を加算し、総額42万円を支給して参りました。しかしながらこの度、当該制度の掛金が令和4年1月1日以降の出産から1万2千円に引き下げられる一方、出産育児一時金等の支給総額については、少子化対策の一環として42万円を維持するとされ、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額を40万8千円に引き上げる、健康保険法施行令の一部改正が行われたことから、本市におきましても同様の支給額となるよう条例の改正を行ったものでございます。3の産科医療補償制度でございしますが、当制度は分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子どもと家族の経済負担を速やかに保障するとともに、原因の分析や再発防止に関する情報を提供することなどにより、紛争の防止や早期の解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営しております。補償制度の加入状況ですが、全国ほぼすべての分娩機関が加入しており、千葉県分娩機関の加入率は100%となっております。4の条例改正の内容ですが、条文の新旧対照表を掲載させていただいております。5の出産育児一時金の支給状況でございしますが、過去5年間の国民健康保険加入世帯への出産育児一時金の支給状況の一覧表となります。支給件数につきましては、少子化の影響により、年々減少しております。説明は以上でございします。

○栗林会長

資料3です。出産育児一時金支給額ということで、報告にあったように、既に令和3年12月の議会において条例改正を行ったということです。この協議会の位置付けですが、幅広い関係団体を代表する方々に委員としてご参加いただき、国民健康保険の運営の円滑化に資する、かつウオッチすると、決議機関ではありませんが、意見は述べられるし、質問もできるというような立て付けになっていると理解して

おります。本件改正ですが、2の概要や4の条文の新旧対照表にある通り、微増微減ですが若干金額が変わったということですが、本件に関してご質問・ご意見等ございましたら、ぜひどうぞ。いかがでしょうか。一番重要な趣旨としては、本市においても健康保険法の改正を受け、同様の支給額となるよう条例の改正を行ったということで、適正な改正等を議会で行ったということです。ご質問等、よろしいでしょうか。それでは次の議題に参りたいと思います。次の議題は、令和4年度の市川市国民健康保険特別会計予算案です。事務局からの説明の前にちょっとだけお話ししますが、市の予算というものは、一般会計予算と特別会計予算があります。国民健康保険は、この特別会計予算で管理しており、その来年度の予算案ということです。それではお願いします。

○加藤課長

議題4、令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明いたします。資料4の1ページをご覧ください。はじめに、左側の表をご覧くださいと思います。令和4年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の予算総額は388億9,500万円で、前年度から7億8,200万円、2.1%の増となっております。増額の主な要因ですが、下段の歳出の表をご覧ください。第2款の保険給付費におきまして、医療の高度化等による、1人当たりの保険給付費の増に伴い、前年度から7億6,000万円増加していることが主な要因となっております。上段になります。歳入の表をご覧ください。第1款の国民健康保険税におきましては、被保険者数の減等に伴い、前年度から1億4,000万円の減となっております。第4款の県支出金におきましては、歳出の保険給付費の増に伴い、その財源となる普通交付金が増となったことから、前年度から7億6,700万円の増となっております。第6款の繰入金におきましては、特別会計の収支の均衡を図るため、一般会計から法定外繰入金であるその他繰入金のほか、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を合わせ、前年度から1億9,000万円の増となっております。次に右側の表をご覧ください。こちらは、国民健康保険の被保険者数と世帯数及び保険給付費の全体額と1人当たりの保険給付費の推移を示す表となっております。高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や社会保険加入者の増加などにより、国民健康保険の被保険者数や世帯数は年々減少しております。医療費総額につきましては、被保険者の減少に伴い減少しているものの、1人当たり医療費は年々増加しております。なお、令和2年度までは決算の数字であります。令和3年度と令和4年度は予算額を掲載しておりますことから、非常に高い数値となっておりますことをご承知おきください。続きまして資料右上の4-2ページをお願いいたします。左側

の表になります。こちらは、国民健康保険加入世帯の所得階層を表しております。国民健康保険の主な加入者は、農家や自営業者、非正規雇用の労働者など、収入が不安定な方が多いことなどから、所得階層に大きな幅があることが特徴となっております。右側の上段の表をご覧ください。国民健康保険では、所得階層に大きな幅があることを踏まえ、低所得者世帯に対しては、均等割額及び平等割額を7割、5割、2割軽減する制度を設けております。令和4年度につきましては、加入世帯の半数強が軽減対象世帯になるものと見込んでおります。右側の中段の表をご覧ください。一方、高所得者世帯に対しては、課税額が青天井とならないよう課税限度額を設定しております。令和4年度につきましては、課税限度額が引き上げられる予定ですが、新たな課税限度額に達する世帯は、医療分で1,285世帯等となっており、全世帯に占める割合は2%程度と見込んでおります。説明については以上となります。

○栗林会長 みなさま、資料の4-1、4-2をご覧ください。本市の国民健康保険及び国民健康保険の運営に関する予算ということで、歳入と歳出があって大変わかりづらいかと思えますけども、なにかご意見・ご質問等ございますか。

○高坂委員 一つはまず、国保の財政調整基金の問題ですけども、令和3年度末だと残高が7億4,300万円ほどありますが、令和4年度末だと9,300万ぐらいになるとなっていて、要するに積立金がほとんどなくなるというふうに考えているのか、それともまた何かで積立金が入ってくるということになるのかどうか。そこが一つです。あと繰入金ですけども、昨年より1億9,000万円ぐらい増えていますけど、この中で法定外繰入はどれぐらいになるのか、このあたり教えてください。

○加藤課長 財政調整基金でございますが、これは今お示ししているのが当初予算ベースになっております。国民健康保険特別会計ですが、例えば歳出の保険給付費も予算として認めていただいて議決をいただいたところで執行していきませんが、様々な動きがあり例年、年度途中で補正をかけさせていただき対応しております。基金につきましては、基本的には剰余金を積み立てるということで、財政調整機能的な役割を果たしているものでございますが、そこに取り崩して積む、取り崩して積むということを通行してきましたが、今後は特別会計を運用する中で基金への積立額が適正になるようにしていきたいと、基本的にはそのように思っております。しかしながら最初に触れさせていただいた通り、歳入と歳出のバランスとかいろいろございます

ので、年度途中において基金の積立を補正予算でお願いをするなど、より適正な会計運営に努めていきたいと考えております。次にその他繰入金でございますが、法定外繰入金が約10億円、第6款の繰入金の中にその他繰入金というのがございまして、それが約10億円あります。これが法定外の繰入となっております。その中で赤字の繰入と一般的に言われているものは約7億4,000万円になっております。以上でございます。

○栗林会長 高坂委員いかがでございますか。

○高坂委員 はい、ありがとうございます。

○栗林会長 私からも伺いますが、いわゆる赤字繰入ということでわかりやすい言葉ですけども、特別会計の収支ですが、実質的に7億4,000万の赤字ということでよろしいですか。

○加藤課長 はい。一概に赤字と言ってもいろいろな政策的なことが多数入っておりまして、なかなか難しいところですが、基本的には単年度で見ると確かに財政的には厳しいということで、法定外繰入・赤字繰入ということで、一般会計から財政上の支援をお願いしているところでございます。

○栗林会長 令和4年度の予算を組むにあたって、法定外繰入とか、その内の赤字というような話がありましたけれども、初めて委員になられた方もいらっしゃるのでもっと説明いたしますと、国の会計もそうですが、いわゆる一般会計という枠組みがあって、特定の事業は特別会計という別のところで会計していますが、一般会計から特別会計にお金が流れていきます。これは制度上、一定の金額を特別会計に入れること(法定繰入)になっており、正常な資金の流れとなります。ところが、保険税が足りないなど、一般会計からお金を入れざるを得ないということがあって、これを法定外繰入といい、私の解釈では、法定外繰入というのは、一概に言えない非常に細かい仕組みが入り組んでおりますので、ニュアンスとして、具体的に細かい数字を1個1個精査しないと真の赤字が幾らかということは出てこないということを課長は申し上げたかったのだと思います。いずれにしても、どこの地方自治体もそうですが、国民皆保険ということで、我々はものすごいメリットを受けており、みんな保険証を持っていて、いつでも病院に行けると大変良い国ですが、ただそれが市の財

政を圧迫しているということは事実でございます、ただ、絶対に欠かせない重要な医療サービスということで、市の方も正常運営に持っていくように、鋭意取り組んでいるということです。予算につきましては、審議中ですね。

○加藤課長 予算につきましては、来月の2月議会で審議を経て正式決定されていくということで、現状としてはまだ案の段階となっております。

○栗林会長 来月、市議会にかけられて議会で決定するということです。以上でございますが、委員の方、何か感想的なコメントでも結構ですし、ご質問等、何かございますか。特にないということですので、次の議題へ行きたいと思っておりますが、次第のその他の議題ございますか。

○事務局 本日その他の議題はございません。

○栗林会長 本日その他の議題はないということで、以上をもちまして本日の議事はすべて終了でございます。これをもちまして令和3年度第2回市川市国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

令和 4 年 2 月 21 日

市川市国民健康保険運営協議会

会長 栗 林 隆